



つくばみらい市教育委員会規則第1号

つくばみらい市児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月26日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（平成18年つくばみらい市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表（第2条関係））

就学すべき学校	児童生徒の住所地
小張小学校	小張、谷口、奉社、市野深、新戸、小島新田、善助新田
豊小学校	豊体、青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳、福田、市野深（一部）
伊奈小学校	谷井田、山谷、上平柳、中平柳、下平柳、下島、伊丹、神住新田、山王新田、中島、上島、福原
伊奈東小学校	戸崎、戸茂、伊丹（一部）、板橋、南太田、伊奈東、高岡、狸穴、大和田、野堀、武兵衛新田、重右衛門新田、小張（一部）、足高、東栗山、城中、神生、神住新田（一部）
谷和原小学校	東檜戸、西檜戸、東西檜戸入会地、西丸山、古川、成瀬、加藤、上小目、宮戸、下小目、川崎、鬼長、上長沼、押砂、日川、田村、真木、下長沼、十和、北袋、樫木、箕輪
福岡小学校	福岡、台、福岡台入会地、南、中原、坂野新田、仁左衛門新田、北山、福岡工業団地
小絹小学校	細代、寺畑、杉下、小絹、筒戸、平沼、西ノ台、絹の台、西ノ台南
陽光台小学校	陽光台1丁目、陽光台2丁目、陽光台3丁目、陽光台4丁目、紫峰ヶ丘1丁目、紫峰ヶ丘4丁目、紫峰ヶ丘5丁目
富士見ヶ丘小学校	紫峰ヶ丘2丁目、紫峰ヶ丘3丁目、富士見ヶ丘1丁目、富士見ヶ丘2丁目、富士見ヶ丘3丁目、富士見ヶ丘4丁目
伊奈中学校	小張、谷口、奉社、市野深、新戸、小島新田、善助新田

	豊体、青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳、福田、市野深（一部）
	谷井田、山谷、上平柳、中平柳、下平柳、下島、伊丹、神住新田、山王新田、中島、上島、福原
伊奈東中学校	戸崎、戸茂、伊丹（一部）、板橋、南太田、伊奈東、高岡、狸穴、大和田、野堀、武兵衛新田、重右衛門新田、小張（一部）、足高、東栗山、城中、神生、神住新田（一部）
小絹中学校	細代、寺畑、杉下、小絹、筒戸、平沼、西ノ台、絹の台、西ノ台南
(仮称) みらい平地区新設中学校	東檜戸、西檜戸、東西檜戸入会地、西丸山、古川、成瀬、加藤、上小目、宮戸、下小目、川崎、鬼長、上長沼、押砂、日川、田村、真木、下長沼、十和、北袋、樫木、箕輪
	福岡、台、福岡台入会地、南、中原、坂野新田、仁左衛門新田、北山、福岡工業団地
	陽光台1丁目、陽光台2丁目、陽光台3丁目、陽光台4丁目、紫峰ヶ丘1丁目、紫峰ヶ丘4丁目、紫峰ヶ丘5丁目
	紫峰ヶ丘2丁目、紫峰ヶ丘3丁目、富士見ヶ丘1丁目、富士見ヶ丘2丁目、富士見ヶ丘3丁目、富士見ヶ丘4丁目

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、現につくばみらい市立伊奈中学校に在学中の生徒の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。